



# 安全・安心 なまちづくりをめざして あんパト だより



## 令和6年11月1日道路交通法の改正

### 自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました

#### 運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、  
**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**  
交通の危険を生じさせた場合、  
**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

#### 酒気帯び運転および帮助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、  
**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
自転車の提供者は、  
**3年以下の懲役又は50万円以下の罰金**  
酒類の提供者・同乗者は、  
**2年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は  
自転車運転者講習制度の対象になります。

#### 自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。\*受講命令違反 5万円以下の罰金

**危険行為** 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。



入場  
無料



第17回ひがしなり

### 安全安心フェスタ開催

日時 令和6年12月1日(日曜日) 午後1時 ~ 午後3時

場所 コミ協ひがしなり区民センター(大ホール・センター前広場)

安全安心をテーマに、見て・触って・乗って 体験出来るさまざまなブースがあります。  
スタンプラリーで景品がもらえます♪



# 11月は自転車マナーアップ強化月間 & 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

●期 間 令和6年11月1日(金)から11月30日(土)

●月間の重点

- ・自転車の交通ルール遵守の徹底
- ・自転車のヘルメット着用の推進
- ・放置自転車の追放

●スローガン

- ・車だけ？ 交通ルールは 皆のもの
- ・じゅんぴした？ じてん車のるとき ヘルメット
- ・ちょっとだけ みんなが困る その放置

自分自身や家族の大切な命を守るためにもヘルメットをかぶりましょう

自転車関連事故  
による死者数



5年間で  
**156名**

※大阪府 令和元年～令和5年

自転車事故死者の  
主な損傷部位



頭部  
約**60%**

※大阪府 令和元年～令和5年

自転車利用者の  
ヘルメット着用率



大阪府  
**4.2%**

※大阪府 令和5年7月調査

大阪府警チラシより抜粋

♪♪ あたまのたいそう ♪♪



★ 読めたらすごい漢字クイズ

問1 蝙蝠

ヒント 飛ぶことができる動物

問2 郭公

ヒント オスの鳴き声が名前の由来

問3 翡翠

ヒント 宝石の名前は違う読み方をします

♪ 前回の答えです ♪

問1 おもいびょうきになってしまいました。さて何秒かかったでしょう？

答え 10秒

問2 ネズミ、ウシ、トラ、ネコはできるのに、ライオン、キリン、

ペンギンはできないゲームがあります。さてそのゲームとは？

答え しりとり

問3 「め」「はな」「は」はあるのに、「くち」「みみ」「おでこ」はありません。

さてこれは何のことでしょうか？

答え 植物

